

B-1 音声による案内・放送

整備の基本的な考え方

- (1) 視覚障害者などに有効であるため、館内の案内、呼び出し、車両等の運行情報、緊急時の情報等については音声による案内に配慮する。
- (2) 各種案内板による情報も必要に応じ音声による案内を組み合わせる。
- (3) 聞き取りやすい案内、放送に配慮する。

① 案内箇所

◎次に示す箇所において、音声による案内を行う。

- ・駅構内のエスカレーター
- ・駅構内の一般用トイレ
- ・エレベーター
- ・プラットホーム（運行情報案内（③参考）、列車接近の警告）
- ・バス・鉄道車両（運行情報案内）

【旅客ガ（視覚障害者誘導案内用設備）標】

◎次に示す箇所において、音による案内を行う。

- ・改札口（ただし、乗換専用改札口はこの限りではない。）
- ・プラットホーム上の階段（ただし、ホーム隙間警告音、列車接近の警告音などとの混同、隣接ホームの音源位置との錯誤によって危険が避けられない場合はこの限りではない。）

【旅客ガ（視覚障害者誘導案内用設備）標】

○次に示す箇所において音または音声による案内を行うことが望ましい。

- ・視覚障害者が常時利用する施設のエスカレーター及び一般用トイレ（音声）
- ・視覚障害者が常時利用する施設の玄関（音）
- ・地下鉄駅の1以上の地上出入口（音。ただし、設置場所及び音量等については、駅の立地特性、周辺状況を踏まえるものとする。）
- ・点字による案内板等を設置した箇所（音または音声）

【旅客ガ（視覚障害者誘導案内用設備）望】

② 案内板に併設する音声案内装置

○点字による案内板等に、スピーカーを内蔵し押しボタンによって作動する音声案内装置を設けることが望ましい。

【旅客ガ（視覚障害者誘導案内用設備）望】

○この装置を設ける場合、対面して操作する利用者の「前、後、右、左」や方位などを用いたわかりやすいことばで、簡単明瞭に施設、設備等の方向や位置を指示することが望ましい。

【旅客ガ（視覚障害者誘導案内用設備）望】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

③ 車両等の運行に関する案内放送

◎車両等の発車番線、発車時刻、行先、経由、到着、通過等（これらが運行開始後に変更される場合は、その変更後のものを含む。）のアナウンスは、聞き取りやすい音量、音質で繰り返す等して放送する。	【旅客ガ（視覚障害者誘導案内用設備）標】
◎同一のプラットフォーム上では異なる音声等で番線の違いがわかるようにする。	【旅客ガ（視覚障害者誘導案内用設備）標】

音または音声案内の基本的考え方

・案内文設定の考え方

- ・案内内容は、行き先方向を端的に短く伝えることが望ましい。
- ・駅構内にあっては、乗車動線上であれば「ホーム方面行き」、降車動線上であれば「改札口方面行き」とする。ただし、エレベーターにあっては、この限りではない。
- ・案内間隔はできる限り短くすることが望ましい。
- ・停止する階が2つである場合、エレベーターの開扉方向の案内放送は、「乗り口と反対側」など、乗った位置をもとにした具体的な文章表現とし、「こちら側」などの音声案内装置の位置をもとにした抽象的な表現は避ける。
- ・停止する階が2つである場合、直角方向のエレベーターの開扉方向の案内放送は、「乗り口から見て右側」など、乗った位置をもとにした具体的な文章表現とする。
- ・文章表現は誰でもわかりやすい平易なものとする。
- ・エレベーターの開扉方向の案内放送は、できるだけ乗った時と降りる時両方に案内をする。
- ・乗った時と降りる時両方の案内が難しい場合は、乗った時に案内をする。
- ・音声は聞き取りやすいものとする。

【旅客ガ（視覚障害者誘導案内用設備）の音声・音響案内の標準例、旅客ガ（昇降機）のエレベーターかご内の音声案内の例】

・音声・音響案内の標準例

施設・設備	音声・案内の標準例
改札口、施設玄関	音：「ピン・ポーン」またはこれに類似した音響
エスカレーター	音声：「（行き先）（上下方向）エスカレーターです。」
トイレ	音声： ・「向かって右が男子トイレ、左が女子トイレです。」 ・男子トイレ入り口「男子トイレです。」 ・女子トイレ入り口「女子トイレです。」
ホーム上の階段	音：「鳥の鳴き声を模した音響」
地下鉄の地上出入口	音：「ピン・ポーン」またはこれに類似した音響
エレベーター （停止する階が2つである場合）	音声： 「○階です。乗り口と反対側の扉が開きます。」 「ホーム階です。乗り口と同じ扉が開きます。」

【凡例】◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

C-1 視覚障害者誘導用ブロック

整備の基本的な考え方

- (1) 視覚障害者が容易に確認でき、かつ覚えやすい方法で、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
- (2) 弱視者に配慮し、視覚的にも容易に確認できるよう配慮する。

① 種類	◎視覚障害者誘導用ブロックの種類は、線状ブロックと点状ブロックの2種類とする。	【建築標準(造作・機器)】
② 形状	◎形状については JIS T 9251 にあわせたものとする。	→図 V-13・図 V-14 図 V-15 【建築標準(造作・機器)】
③ 設置方法	◎線状ブロックは、主として誘導対象施設の方向を案内するために用いる。その設置は通行動線の方向と線状突起の方向とを平行にする。 ◎線状ブロックは、安全で、できるだけ曲がりの少ないシンプルな道すじに連続的に敷設する。 ○線状ブロックの左右どちら側でも歩行できるスペースが確保できるよう、壁面、柱等から適度に離れた道すじに敷設することが望ましい。(道路においては道路境界より 60 cm 程度) ◎点状ブロックは、主として危険箇所および曲がり角などの注意喚起、並びに誘導対象施設の所在を示すために用いる。 ○設置にあたっては、マンホールのふたなどに十分留意し、欠落が無いよう必要な工夫や位置変更を考慮することが望ましい。(I. 公共建築物 A-6 玄関廻り⑦の項を参考) ○歩道等との境界は、施設内外が連続するように敷設し、色彩や形状の統一に配慮することが望ましい。	【建築標準(造作・機器)】 【旅客ガ(視覚障害者誘導案内用設備)標】 【道路ガ(視覚障害者誘導用ブロック)】 【旅客ガ(視覚障害者誘導案内用設備)標】 【道路ガ(視覚障害者誘導用ブロック)】 【旅客ガ(視覚障害者誘導案内用設備)望の強化】
④ 材質等	◎視覚障害者誘導用ブロックの材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、歩行性・耐久性・耐磨耗性に優れたものとする。 ◎表面の色彩は、弱視者への配慮のため、原則として黄色とし、その他の周囲の路面・床面との輝度比、明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できるようにする。 ○視覚障害者誘導用ブロックを感知しやすいよう周囲の床材の仕上げ(凹凸)に配慮することが望ましい。	【道路ガ(視覚障害者誘導用ブロック)】 【市道路条例第31条第2項】 【建築標準(造作・機器)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

⑤ 敷設箇所（全般）	→表 274 ページ
○敷設にあたっては、利用者動線が遠回りにならないよう敷設することが望ましい。 ◎表「点状ブロックの敷設箇所と敷設方法」（274 ページ）に示す箇所に点状ブロックを敷設する。	【建築標準（造作・機器）】
敷設箇所（公共建築物）	→図 V- 16～図 V- 23
○敷地入口から係員のいる受付に至る経路上に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 （Ⅰ．公共建築物 A-3 アプローチ⑤、A-6 玄関廻り⑦の項を参考） ◎玄関廻りに触知案内板等を設ける場合には、その案内板にも視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。	【政令第 21 条第 1 項】 【県指針（廊下等）】
敷設箇所（道路）	→図 V- 25
◎次に示す道路に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 ・歩道幅員が 2.5m以上の道路 ・「ユニバーサルデザイン」の視点に立ったまちづくりをすすめることを目的とした「ユニバーサルゾーン」指定区域内の道路 ・視覚障害者の利用が多い施設周辺及び、これと最寄の公共交通機関の駅とを結ぶ道路 ・その他上記に準じる道路（公共交通機関相互を結ぶ乗換えのための道路） ※施設とは、区役所（社会福祉事務所も含む）、支所、保健センター、病院等の公共施設及び視覚障害者用施設をいう。 ◎設置場所は以下のとおりとする。 ①一般部 ・歩道巻き込み部 ・横断歩道口 ・中央分離帯の横断歩道部（横断距離が長く、中央分離帯内で歩行者が安全に待機できる箇所） ・鉄道駅、地下鉄出入口部 ・立体横断施設の周囲及び昇降口（階段部） ・立体横断施設の通路 ・バス停留所 ・自動車駐車場の通路 ・その他必要な箇所 ②縦断的直線歩行の案内 ・官公庁施設、社会福祉施設その他の施設で視覚障害者の利用が多いものの周辺の道路 ・視覚障害者の利用が多い施設より最寄の公共交通機関（鉄道駅、バスターミナル、バス停留所、地下鉄出入口等） ・公共交通機関相互を結ぶ乗換えのための誘導 ※該当する経路が 2 経路以上ある場合には、視覚障害者にとってより安全で、わかりやすい 1 経路だけ誘導する。	【旅客ガ（視覚障害者誘導案内用設備）標】 【市道路条例第 31 条第 1 項】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

敷設箇所（公園）

- ◎出入口に点状ブロックを敷設する。
- 出入口から点字等による案内板に至る経路、及び園路の要所に敷設することが望ましい。
- （Ⅲ．公園 A-3 園路⑤の項を参考）
- ◎出入口が直接車道に接する場合には、点状ブロック等の敷設、舗装材を変化させること等により車道との境界を認識できるようにする。

敷設箇所（公共交通機関）

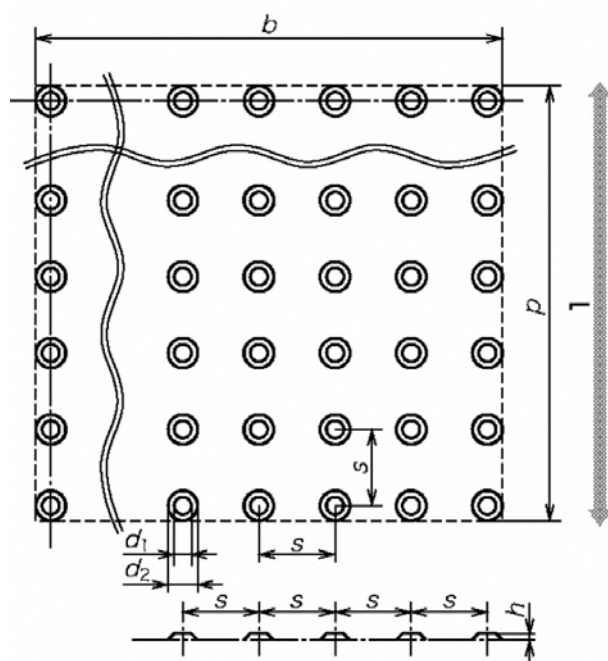
→図 V- 18～図 V- 24

- ◎駅舎等では、出入口から改札口を経て、乗降口に至る経路、及びこの経路から、エレベーター、トイレ、乗車券等販売所（券売機を含む）、案内所、点字等による案内板へ分岐する経路上に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。

【交通省令第9条第1項・第2項】

視覚障害者誘導用ブロックの形状（JIS T 9251）

図 V- 13 点状ブロックの形状・寸法及び配列



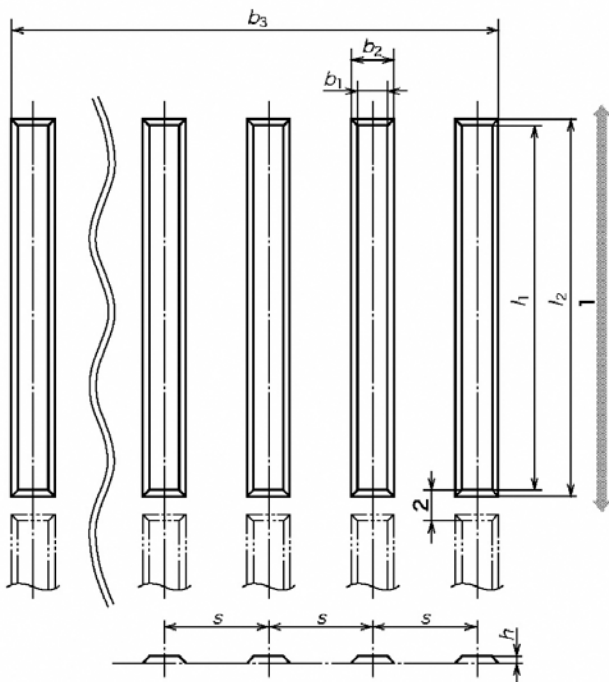
- 1 想定する主な歩行方向
- d_1 点状突起の上面直径
- d_2 点状突起の基底部の直径
- s 隣接する点状突起の中心間の距離
- h 点状突起の高さ
- b 有効幅
- p 有効奥行き

単位 mm		
記号	寸法	許容差
d_1	12.0	+1.5 ~ 0
d_2	$d_1 + 10.0$	
s	55.0 ~ 60.0 *	+1 ~ 0
h	5.0	

注* この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 V-14 線状ブロックの形状・寸法及び配列

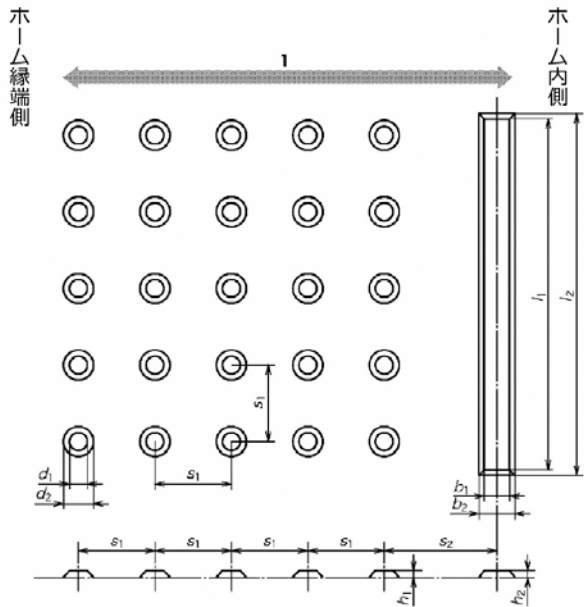


- 1 示そうとする主な歩行方向
 2 排水用の間隙（線状突起の上面間）
 b_1 線状突起の上面幅
 b_2 線状突起の基底部の幅
 b_3 有効幅
 s 近接する線状突起の中心間の距離
 h 線状突起の高さ
 l_1 線状突起の上面の長さ
 l_2 線状突起の基底部の長さ

単位 mm		
記号	寸法	許容差
b_1	17.0	+1.5 ~ 0
b_2	$b_1 + 10.0$	
s	75.0	
h	5.0	+1 ~ 0
l_1	270.0 以上	
l_2	$l_1 + 10.0$	

備考 ブロック等の継ぎ目部分（突起の長手方向）における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm 以下とする。

図 V-15 ホーム縁端警告ブロックの形状・寸法及び配列



- 1 車両乗降時の主な歩行方向
 s_1 隣接する点状突起の中心間の距離
 s_2 点状突起と線状突起との中心間の距離
 d_1 点状突起の上面直径
 d_2 点状突起の基底部の直径
 h_1 点状突起の高さ
 h_2 内方線の高さ
 b_1 内方線の上面幅
 b_2 内方線の基底部の幅
 l_1 内方線の上面の長さ
 l_2 内方線の基底部の長さ

点状突起の寸法は図 V-13、
 線状突起の寸法は図 V-14 による

- 点状突起の数は 25(5×5) 点を下限
- 内方線である線状突起は 1 本
- 近接する点状突起との中心距離間 (s_2) は 90.0 mm±5.0 mm

表 点状ブロックの敷設箇所と敷設方法

箇 所	敷設方法の例 () 内の項を参考
敷地入口 車路横断部	・道路との境界や車路から 30 cm程度離れた箇所 (Ⅰ.公共建築物 A-3 アプローチ⑤、Ⅲ.公園 A-2 出入口⑥) ※歩道に線状ブロックが敷設されている場合は、歩道の線状ブロックとの連続性に配慮する。(Ⅰ.公共建築物 A-3 アプローチ⑤、Ⅳ.公共交通機関 A-2 公共用通路との出入口) →図 V-16
施設出入口	・戸がある場合、戸 (引き戸) から 30 cm程度離れた箇所 (Ⅰ.公共建築物 A-6 玄関廻り⑦、Ⅳ.公共交通機関 A-3 乗車券等販売所、待合所、案内所の出入口) →図 V-16
案内所、受付 点字による案内板	・カウンター、点字による案内板前端から 30 cm程度離れた箇所 (Ⅰ.公共建築物 A-6 玄関廻り⑦、Ⅳ.公共交通機関 B-2 乗車券等販売所・案内所③) →図 V-16
階段	・上り口、下り口、踊り場の端部から 30 cm程度離れた箇所。(直線の階段の踊り場では、点状ブロック間は最低 30cm を確保する。)(Ⅰ.公共建築物 A-10 階段⑧、Ⅲ.公園 A-5 階段⑦、Ⅳ.公共交通機関 A-6 階段) →図 V-18
スロープ	・上り口、下り口から 30 cm程度離れた箇所 (Ⅰ.公共建築物 A-7 スロープ⑧、Ⅲ.公園 A-4 スロープ⑦、Ⅳ.公共交通機関 A-5 スロープ) ・線状ブロックで誘導するスロープの踊り場の端部から 30 cm程度離れた箇所 (Ⅰ.公共建築物 A-7 スロープ⑧、Ⅲ.公園 A-4 スロープ⑦、Ⅳ.公共交通機関 A-5 スロープ) →図 V-19
エレベーター	・乗り場ボタンから 30 cm程度離れた箇所 (Ⅰ.公共建築物 A-12 エレベーター⑦、Ⅳ.公共交通機関 A-7 エレベーター) →図 V-20
エスカレーター	・始末端部の点検蓋に接する程度の箇所 (Ⅰ.公共建築物 A-13 エスカレーター) →図 V-21
トイレ	・触知案内板等から 30 cm程度離れた箇所 (Ⅰ.公共建築物 B-2 一般用トイレ⑤) →図 V-22
券売機	・点字運賃表及び点字表示のある券売機の手前 30 cm程度の箇所 (Ⅳ.公共交通機関 B-3 券売機) →図 V-23
ホーム	・ホームドア、可動式ホーム柵が設置されている場合、その開口部。(Ⅳ.公共交通機関 C-2 乗降場 (プラットホーム) ④)) ・ホームドア、可動式ホーム柵が設置されていない場合、プラットホームの縁端から 80 cm以上 100 cm以下程度離れた箇所。(連続したホーム縁端警告ブロックを敷設する。)(Ⅳ.公共交通機関 C-2 乗降場 (プラットホーム) ④)) →図 V-24

視覚障害者誘導用ブロックの敷設イメージ（道路以外）

図 V-16 敷地入口、施設出入口、案内所・受付、点字による案内板

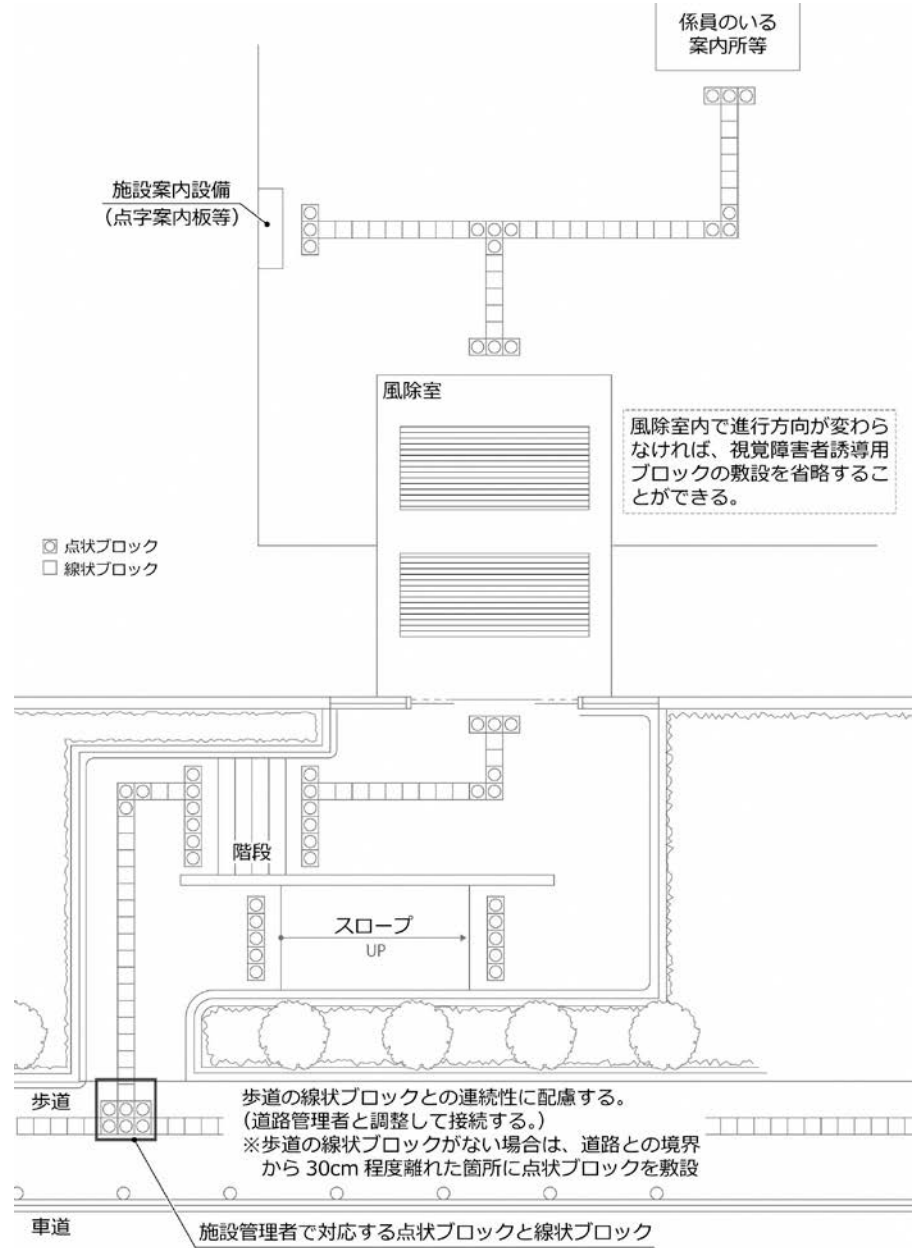


図 V-17 公共建築物における視覚障害者誘導用ブロックの敷設例

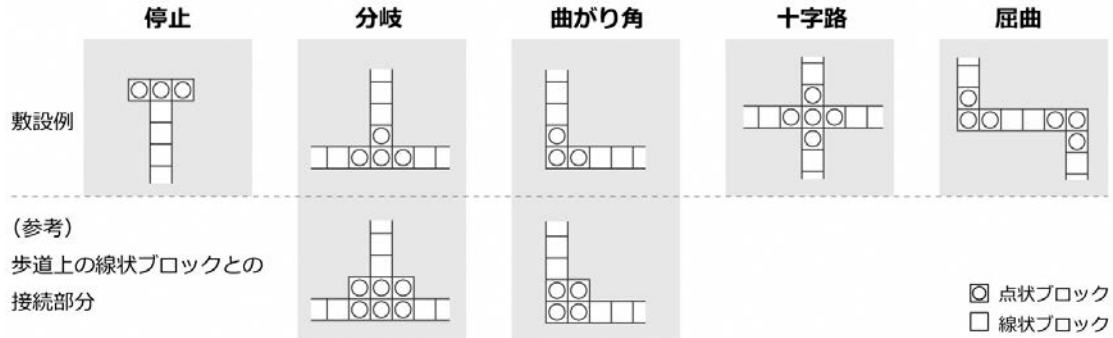


図 V-18 階段

※公共交通機関：上り口と下り口（踊り場の端部は除く）の点状ブロックは 60cm 程度の奥行き（30cm 四方の点状ブロック 2 枚分）で敷設

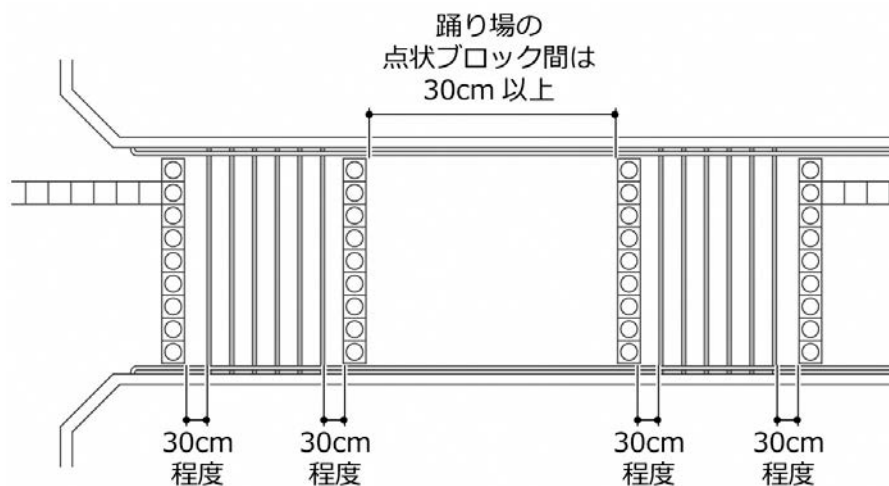


図 V-19 スロープ

※公共交通機関：上り口と下り口（踊り場に敷設するときのその端部は除く）の点状ブロックは 60cm 程度の奥行き（30cm 四方の点状ブロック 2 枚分）で敷設

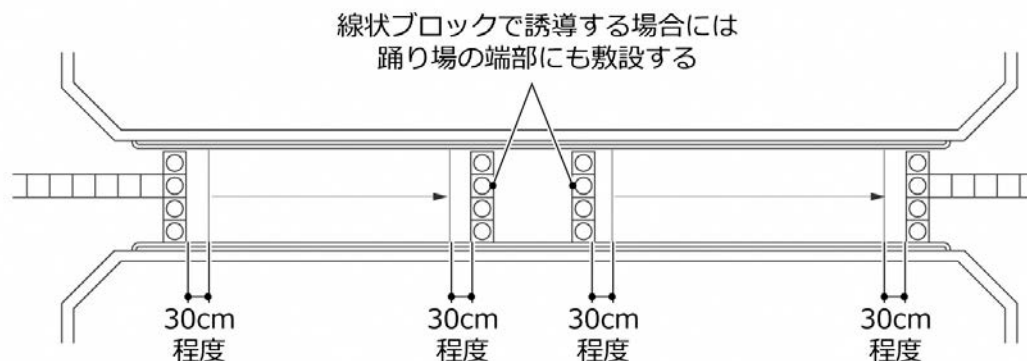


図 V-20 エレベーター

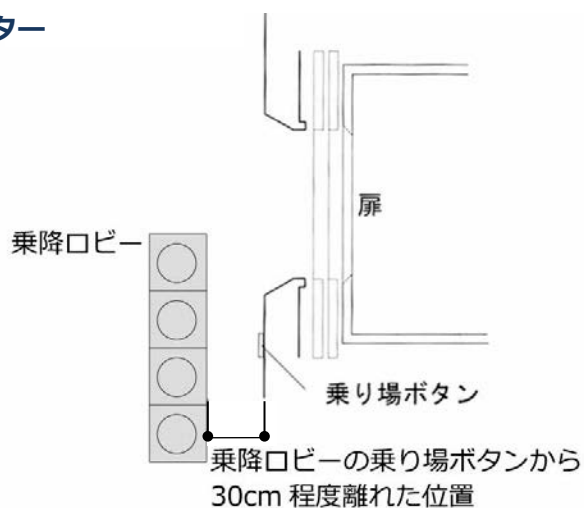


図 V- 21 エスカレーター

※公共交通機関：始末端部の点状ブロックは 60cm 程度の奥行き（30cm 四方の点状ブロック 2 枚分）で敷設

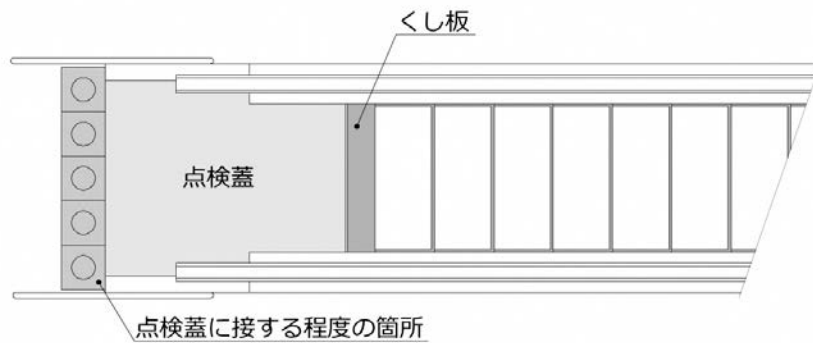


図 V- 22 トイレ

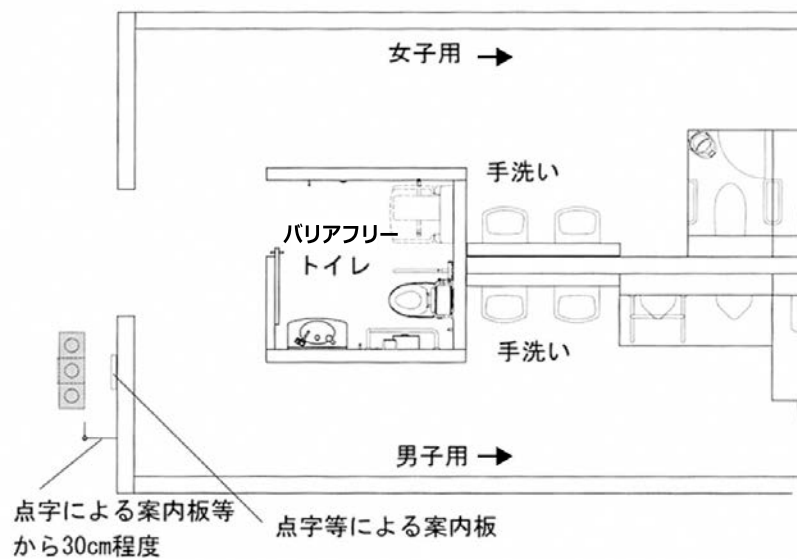


図 V- 23 券売機

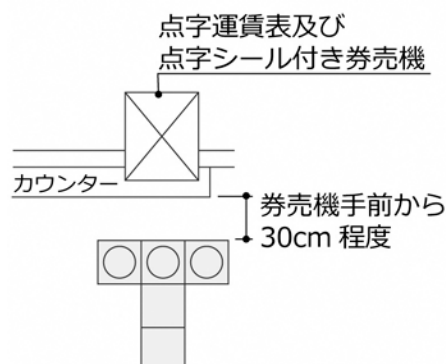
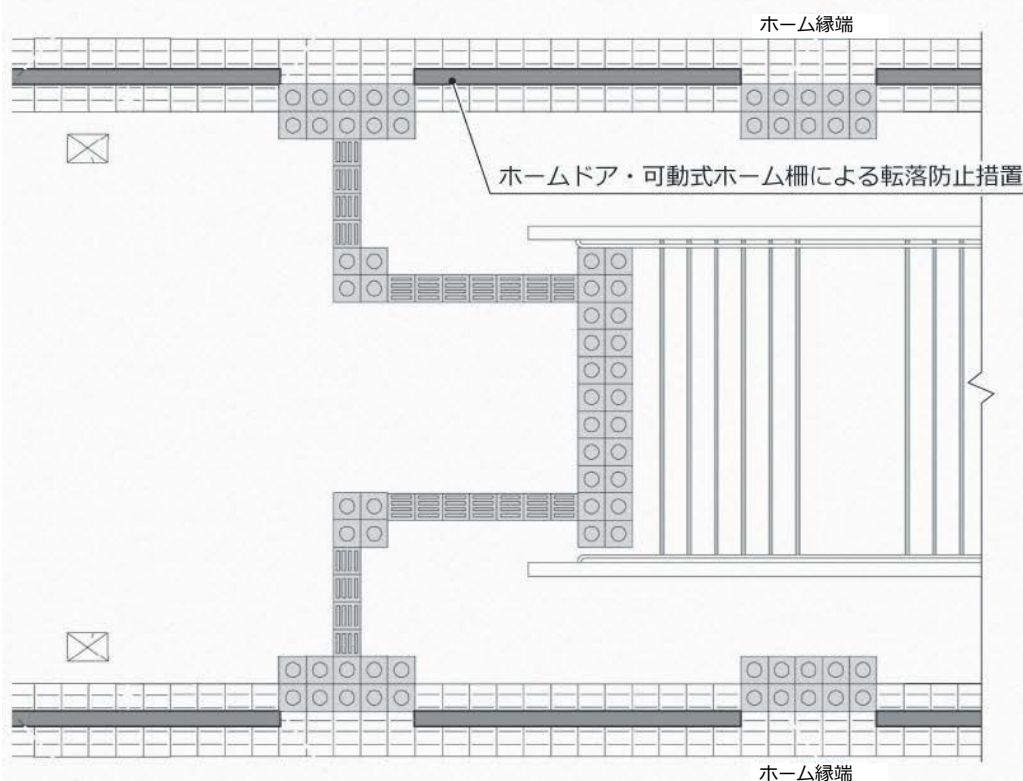


図 V- 24 ホーム

(ホームドア・可動式ホーム柵による転落防止措置がある場合)



(ホームドア・可動式ホーム柵による転落防止措置がない場合)

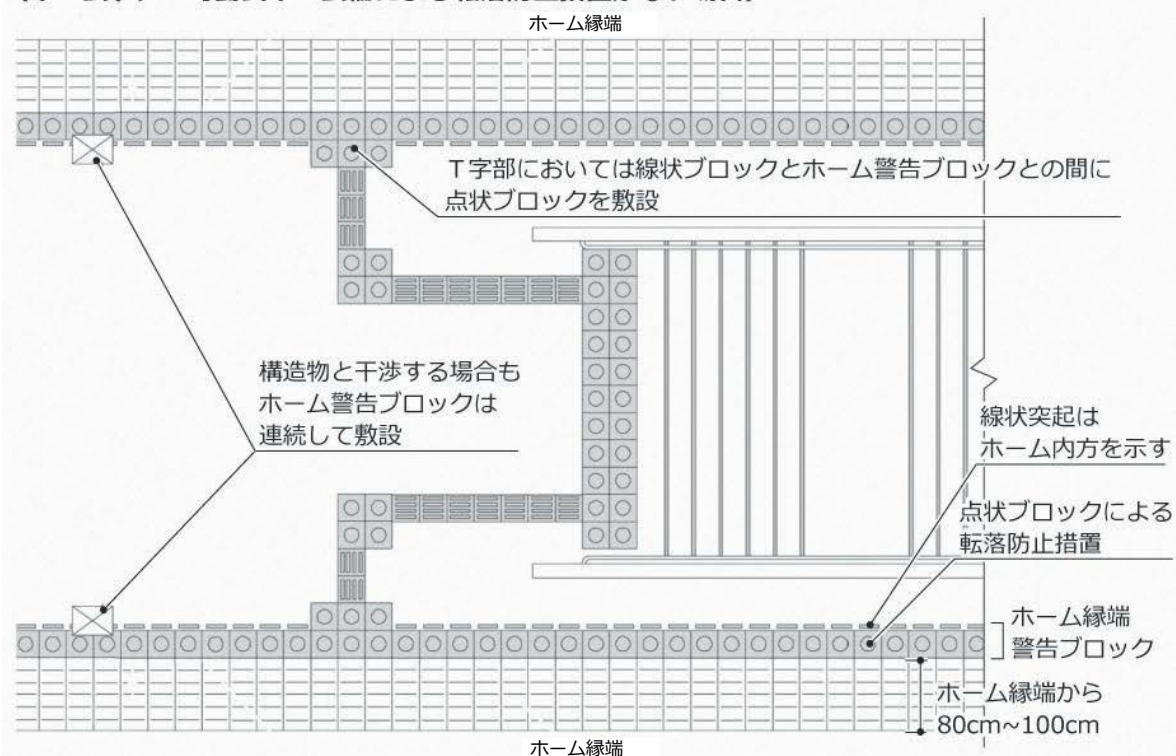
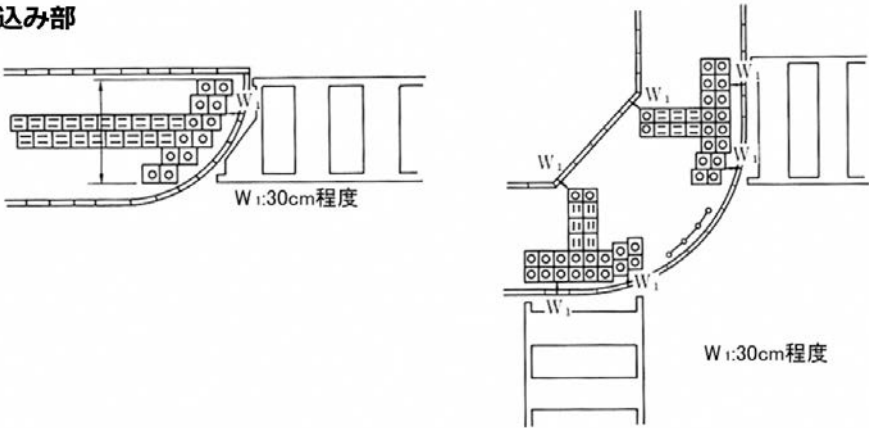
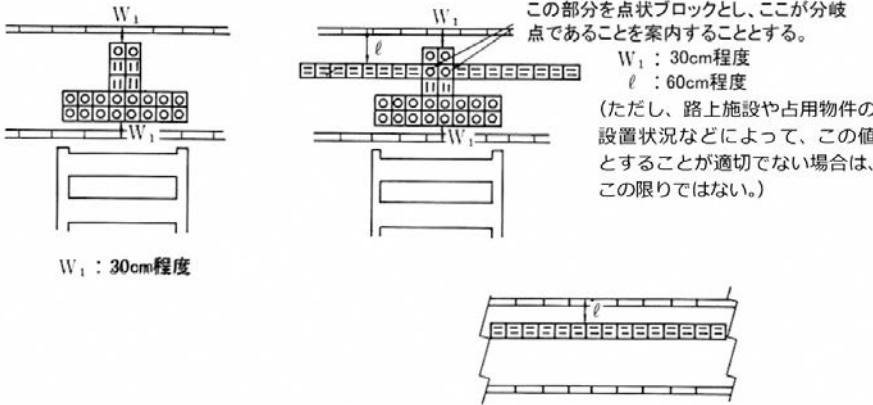


図 V-25 視覚障害者誘導用ブロックの敷設イメージ（道路）

歩道巻き込み部

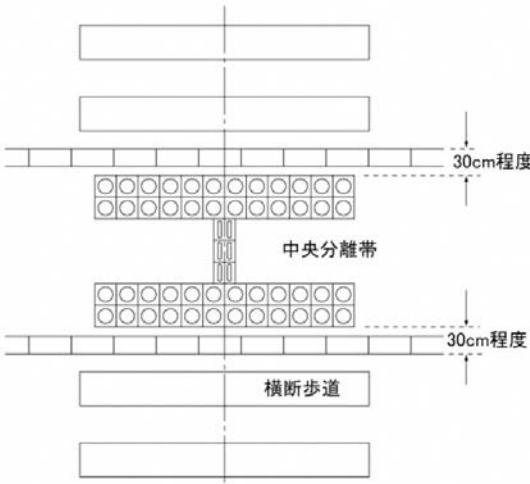


横断歩道口

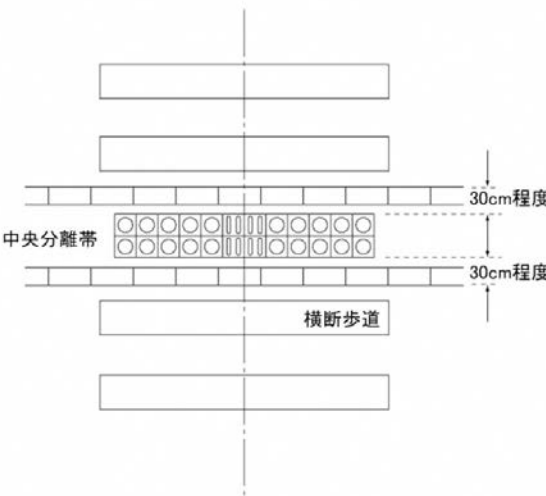


中央分離帯

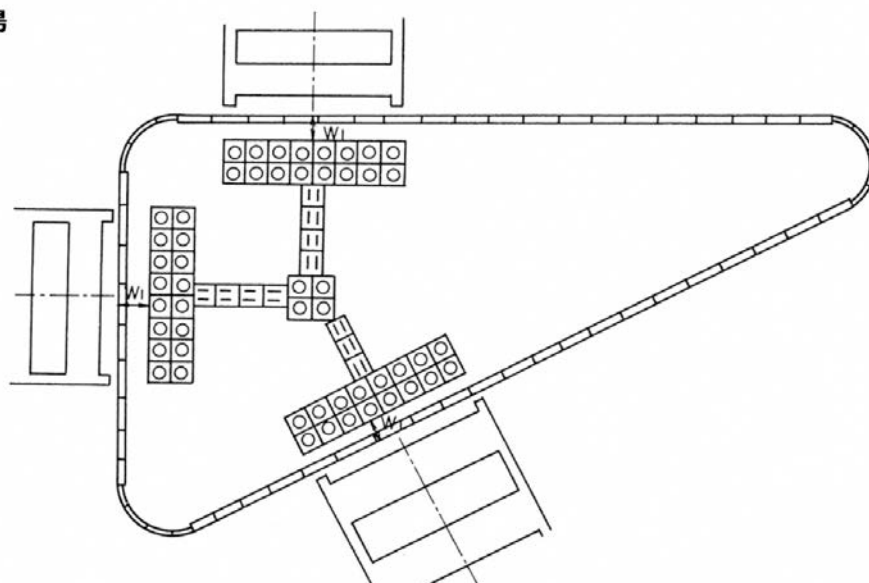
(A) 広い中央分離帯の場合



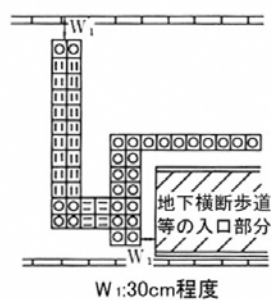
(B) 狭い中央分離帯の場合



交通島

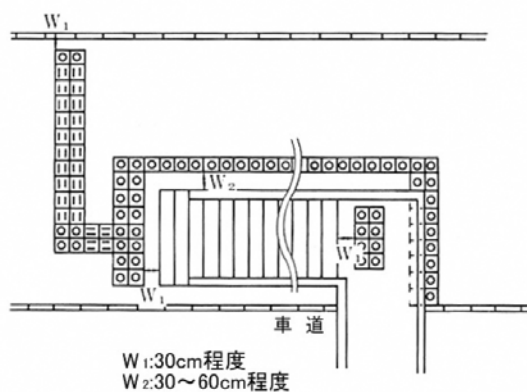


地下横断歩道等の昇降部

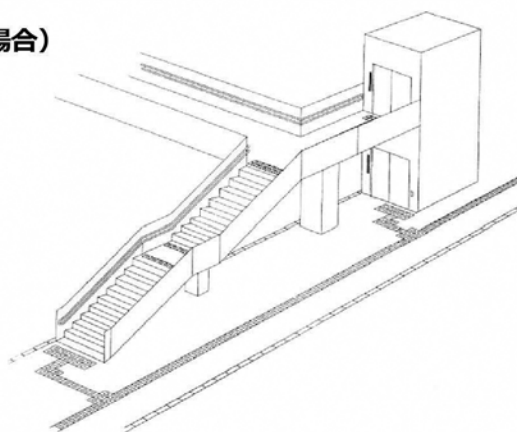


(地下横断歩道などの入口部分の方向が
歩道上の歩行方向と一致している場合)

横断歩道橋の昇降口



(エレベーター併設の場合)



バス停部

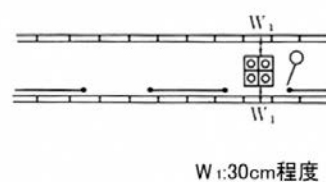
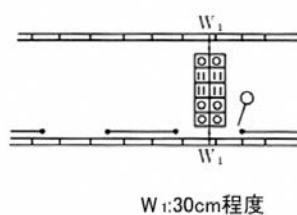
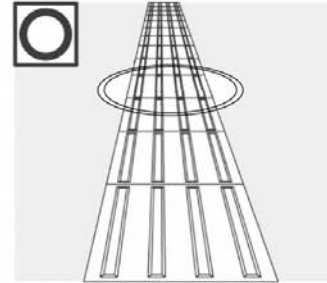
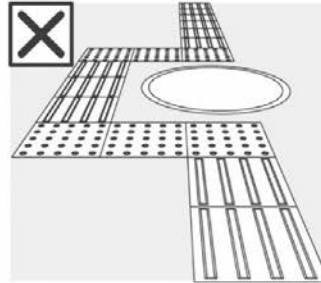


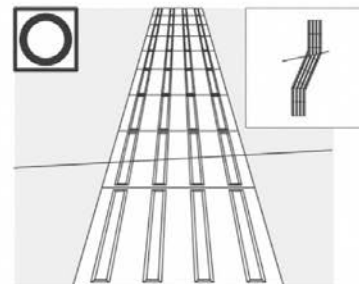
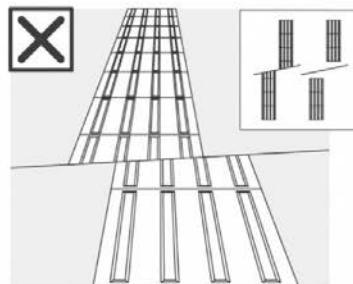
図 V-26 連続的に視覚障害者誘導用ブロックを敷設するための参考事例

マンホール

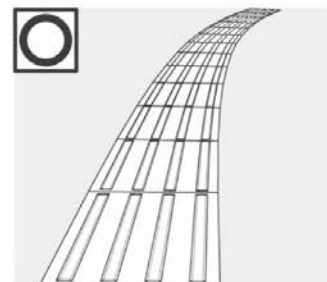
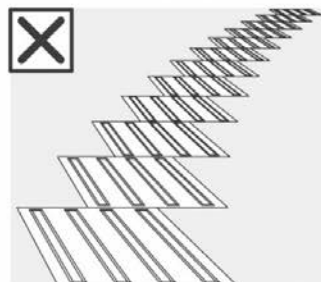
マンホール等により誘導が途切れないことや避けるために急激に屈曲させないように敷設する

**接続部**

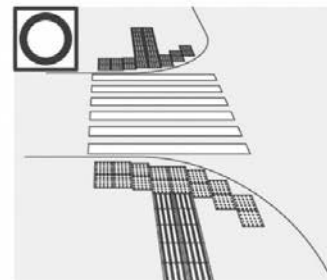
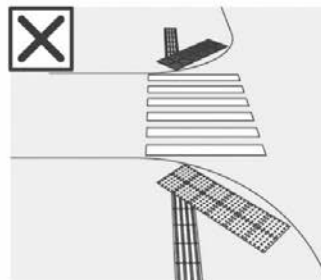
工事区分が異なる場合も継続して誘導するよう敷設する

**曲進部**

進行方向かって自然に誘導されるよう敷設する

**切り下げ部**

点状ブロックは進行方向と平行に敷設する



C-2 点字表示等

整備の基本的な考え方

視覚障害者が位置、操作方法等の確認をする必要がある情報は、点字表示や触知案内板による案内を行うとともに、点字が読めない視覚障害者にもわかるよう配慮する。

① 点字表示（点字で経路の行先や運賃等を示すもの）

◎点字表示は次の箇所に取り付ける。

- ・エレベーターのすべての操作盤、ボタン
- ・公共交通機関の階段、スロープ、通路の手すり及び線状ブロックで誘導した券売機
- ・地下鉄の出入口地上部手すり等（出入口番号）

○点字表示は次の箇所に取り付けることが望ましい。

- ・公共建築物等の階段、スロープ、通路の手すり
- ・主要な部屋の出入口（部屋名、部屋番号）
- ・トイレ等の非常呼び出しボタン
- ・傘立て、ロッカー等の番号
- ・給湯設備の湯・水の区別
- ・電話機のテレホンカード、金銭投入口等
- ・自動販売機の品目、金額等
- ・券売機の種類、乗換えボタン等
- ・その他視覚障害者が利用する各種ボタン

◎点字表示は、耐久性のあるものとする。

○エレベーター階数ボタン、部屋番号などは、点字の読めない視覚障害者にも識別できるよう、数字等を浮き出させることが望ましい。

◎点字の形状、表示方法等は JIS T 0921 にあわせたものとする。

【旅客ガ（視覚障害者誘導案内用設備）標、建築標準（エレベーター・エスカレーター）】

【建築標準（造作・機器）】

【県指針（案内表示）】

【建築標準（エレベーター・エスカレーター）】

【県指針（案内表示）】

② 触知案内板等

(点字や触知記号・地図等で施設・設備等の位置や方向を示すもの)

◎触知案内板等は、次の箇所に設ける。

- ・公共交通機関の改札口付近（出入口と離れている場合）
- ・公共交通機関のトイレ出入口付近（男女別、構造（トイレ内の便器（洋式便器・和式便器・小便器の区別も含む）や洗面所などの配置）を示す）

○触知案内板等は、次の箇所に設けることが望ましい。

- ・公共建築物、公園、駅舎等の出入口・玄関付近
（公共建築物においては、視覚障害者が常時利用する建築物）
- ・公共建築物等のトイレ出入口付近（男女別、構造（トイレ内の便器（洋式便器・和式便器・小便器の区別も含む）や洗面所などの配置）を示す）
- ・トイレブースの内側（構造を示す）
- ・乗り換えのある旅客施設では、乗り換え経路が他の経路と分岐する位置

◎触知案内図の情報内容及び形状、表示方法等は JIS T 0922 にあわせたものとする。

【旅客ガ（視覚障害者誘導案内用設備）標】

【旅客ガ（視覚障害者誘導案内用設備）標】

③ その他

◎線状ブロックにより誘導した券売機には、点字運賃表を設ける。

○点字運賃表は、可能な限り大きな文字でその内容を示すことにより弱視者に運賃がわかりやすくすることが望ましい。

◎触知案内板等は、指先で読み取りやすい外形寸法、掲出高さ及び表示面の傾きを設定して設ける。

◎点字表示・触知案内板等にはその内容を文字で併記する。

○触知案内板等には、情報を単純化する等視覚障害者が把握しやすい工夫を行うことが望ましい。

○材質は、冬期の冷たさなどに配慮したものとすることが望ましい。

○触知案内板等を設ける場合には、案内板が設置されていることが点字の読めない視覚障害者にもわかるよう音声等による案内を組み合わせることが望ましい。

【旅客ガ（視覚障害者誘導案内用設備）標】

【旅客ガ（視覚障害者誘導案内用設備）望】

【旅客ガ（視覚障害者誘導案内用設備）望】

ICT（情報通信技術）の活用例

近年は ICT（Information and Communication Technology（情報通信技術））が急速に進展し、その活用例も様々な場面で見られます。（従来は IT（Information Technology（情報技術））という言葉が普及しましたが、コミュニケーション性を強調した ICT という呼称の方が国際的には普及しています。また、総務省でも ICT 政策を掲げるなど、日本でも ICT という呼称が広がっています。）

特に、最近のスマートフォンやタブレット端末の普及は、障害のある人のコミュニケーションや移動に対しても役立っています。例えば、多くの端末でプリインストールされている音声検索機能は、視覚障害者に有用な一例ですが、無償で提供されているアプリケーションの中でも有用なものが数多く開発されています。ここではその中のいくつかを紹介します。

なお、こうした ICT の活用は便利である一方で、機器の操作が不慣れな人や操作自体が困難な人もいますので、人による支援もまた必要ではあります。

コミュニケーション支援アプリケーション「UD トーク」

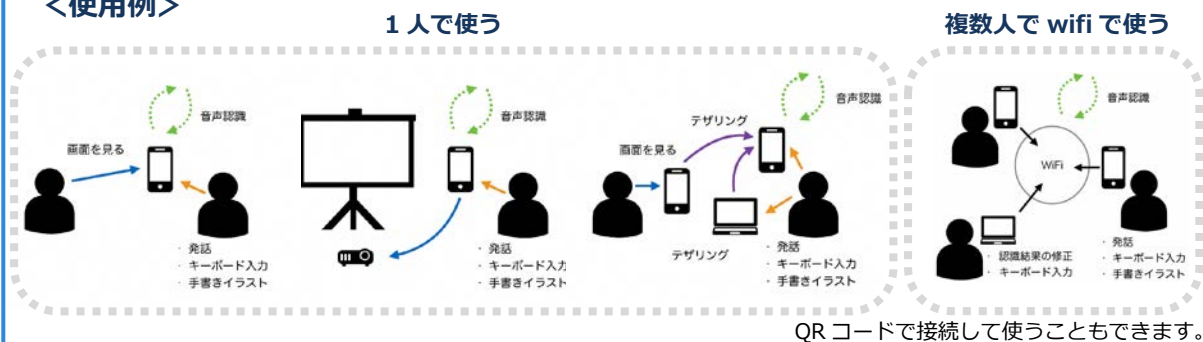
販売・開発者：Shamrock Records 株式会社 <https://udtalk.jp/>

【特徴】

「JIS S 0042 高齢者・障害者配慮設計指針- アクセシブルミーティング」を参考に作成されたアプリケーションです。（Android・iOS 対応）

- ・会話やスピーチをリアルタイムに文字化します。（音声認識を利用する際にはインターネットへの接続が必要です。）
- ・QR コードをカメラで読み取ってアプリ同士を接続して会話のやり取りを行うことができます。
- ・手書きでのやりとりができます。
- ・キーボードでの入力ができます。
- ・多言語翻訳機能で英語等リアルタイムに翻訳をすることができます。
- ・音声合成機能で翻訳結果(または日本語)を読み上げることができます。

<使用例>



※UD トークは一般ユーザーの方へは無償で提供していますが、企業・自治体・教育機関等へは有償で販売している商品です。

コミュニケーション支援ツール

知的障害者や発達障害者の中には、文字や会話によるコミュニケーションよりも、分かりやすい絵記号やイラストを用いることにより、コミュニケーションをうまくとれる場合もあります。

また、分かりやすい絵記号やイラストを用いたコミュニケーションは、聴覚障害者、高齢者、子ども、外国人などの話し言葉でうまくコミュニケーションができない人たちのコミュニケーションにも活用できるため、絵記号やイラストを利用したコミュニケーション支援ツールが開発されています。

1 コミュニケーション支援用絵記号

絵記号を描く際の基本形状（線と面での表現、物を正面、真横、斜め方向からとらえた表現等）、作図原則（既存の絵記号との整合性、主題の明確化等）を規定した JIS 規格である「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則（JIS T 0103）」では約 300 の絵記号の例を示しています。

なお、「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則（JIS T 0103）」にある絵記号は、（財）共用品推進機構のウェブサイトからダウンロードすることもできます。

- ・（公財）共用品推進機構

https://www.kyoyohin.org/ja/research/japan/jis_t0103.php

【絵記号の例】



【絵記号による意志伝達の例】



朝起きたら、顔を洗って歯を磨いてください。

2 コミュニケーション支援ボード

各場面でよくある事例をイラストにしたもので、イラストを指さすことによりお互いの意思を伝え合えるようにしたものです。

役所窓口、警察、病院、鉄道駅、コンビニエンスストアなどの利用する場所や場面などに応じて分類されたものやカスタマイズされたものもあります。

- ・（公財）交通エコロジー・モビリティ財団

http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/comboard/comboard_top.html

- ・（公財）明治安田こころの健康財団

<https://www.my-kokoro.jp/communication-board/>

